

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

国土交通省の策定した「建設業法遵守ガイドライン」に基づき、適正な工期の確保、代金の設定及び適切な代金の支払等を実行するとともに、協力会社等に対して、適正取引の普及啓発と、人材育成等の支援に努めます。

また、ITツール等を活用し、業務の効率化を図ると共に、情報の共有と可視化を推進していきます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022年11月16日
(2024年6月24日更新)
(2026年1月6日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 中里組

企 業 名

代表取締役 中里 寿光

役職・氏名（代表権を有する者）